

東日本大震災からの 復興の状況と取組



— 2026年2月 —



復興庁

Reconstruction Agency

復興・創生 その先へ

目次

東日本大震災の概要	1
東日本大震災に対する政府の体制、復興庁の体制	2
Ⅰ 住まいとまちの復興	3
Ⅱ 被災者の支援	5
Ⅲ 産業・生業（なりわい）の再生	7
Ⅳ 原子力災害からの復興・再生	11
Ⅴ 復興の姿と震災の記憶・教訓	21
「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針（令和7年6月20日閣議決定）	23
令和8年度東日本大震災復興特別会計予算案	25
<参考>復興の進捗	26

東日本大震災の概要

発生日時	2011（平成23）年3月11日14:46
マグニチュード	9.0
震度6弱以上県数	8県 （宮城、福島、茨城、栃木、岩手、群馬、埼玉、千葉）
津波	各地で大津波を観測 （最大波 相馬 9.3m以上、宮古 8.5m以上、大船渡 8.0m以上）
死者 行方不明者	死者 19,782名（※災害関連死を含む。） 行方不明者 2,550名（令和7年3月10日現在）
住家被害（全壊）	122,053棟（令和7年3月10日現在）

緊急災害対策本部とりまとめ報（令和7年3月10日）及び令和4年版「防災白書」を基に作成



出典：内閣府広報誌「ぼうさい」平成23年度夏号（第63号）

出典：東京電力ホールディングス

東日本大震災に係る政府の体制

復興庁・各省

復興の司令塔機能（復興施策の企画・立案、総合調整）、復興事業の執行等

- (復興庁、厚生労働省等)
 - 被災者支援
- (復興庁、国土交通省等)
 - 住宅再建・復興まちづくり
- (復興庁、経済産業省、農林水産省等)
 - 産業・生業の再生
- (復興庁、環境省等)
 - 原子力災害からの復興・再生
- (復興庁、経済産業省等)
 - 創造的復興

地震・津波による災害

原子力災害対策本部・各省

- (廃炉・汚染水・処理水対策チーム)
 - 廃炉・汚染水・処理水対策
- (原子力被災者生活支援チーム)
 - 避難指示区域の解除
 - 原子力被災者生活支援
- (環境省)
 - 廃棄物処理
 - 除染・中間貯蔵施設の整備
 - モニタリング
- (経済産業省)
 - 原子力損害賠償に係る東京電力の指導
- (文部科学省)
 - 原子力損害賠償に係る
 - ・賠償状況のフォローアップ及びその対応
 - ・和解の仲介

原子力災害

復興庁の体制

復興庁 ※職員 301 名

本庁(東京) ※職員 219 名

岩手復興局
(釜石市)
※職員 13 名

盛岡支所
宮古支所

宮城復興局
(石巻市)
※職員 10 名

仙台支所
気仙沼支所

福島復興局
(福島市)
※職員 59 名

富岡支所
浪江支所

復興推進会議 (閣僚級会合)

復興推進委員会 (有識者会合)



○ 復興局
● 支所
○ 非常駐支所

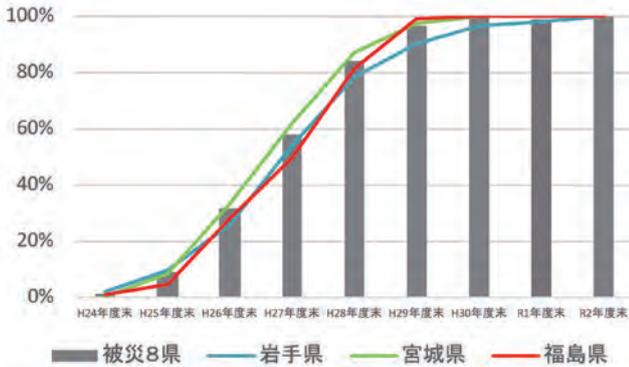
※令和 8 年 1 月時点 (職員数には政策調査官を含む。)

I 住まいとまちの復興

これまでの実績と主な取組

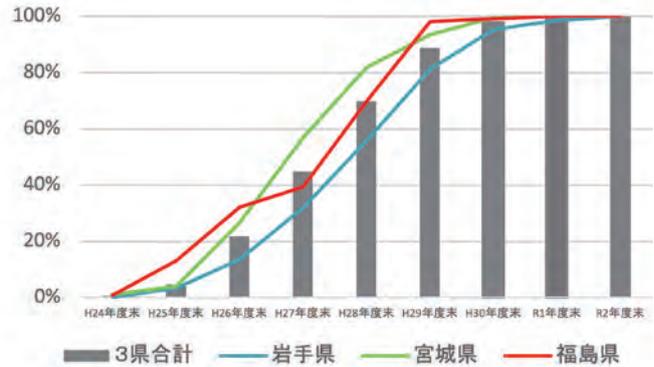
- 地震・津波被災地域では、生活に密着したインフラの整備は概ね完了。
- 住まいの再建も、災害公営住宅や宅地の整備が令和2年で完了。(帰還者向けの災害公営住宅を除く。)

災害公営住宅 整備完了進捗率



※被災8県：岩手県、宮城県、福島県の3県の他、青森県、茨城県、千葉県、長野県、新潟県の5県。

民間住宅等用宅地 造成工事完了進捗率



※「民間住宅等用宅地」：地方公共団体が土地区画整理事業、防災集団移転促進事業及び漁業集落防災機能強化事業により供給する住宅用の宅地。

データについてはR3.3末時点。

災害公営住宅



福島県須賀川市（東町地区）

防災集団移転促進事業



岩手県宮古市（田老地区）

漁業集落防災機能強化事業



宮城県女川町（大石原浜地区）

道路



復興道路
(三陸沿岸道路(気仙沼港～唐桑半島))

鉄道



JR常磐線
(双葉駅)

港湾



仙台塩釜港
(仙台港区中野地区)

復興道路・復興支援道路の開通状況等 (令和7年11月時点)

○復興道路・復興支援道路は、令和3年12月18日の三陸沿岸道路（普代IC～久慈IC間）の開通をもって、延長約570kmが全線開通。



公共インフラの復旧・復興の進捗状況(鉄道) (令和2年3月時点)

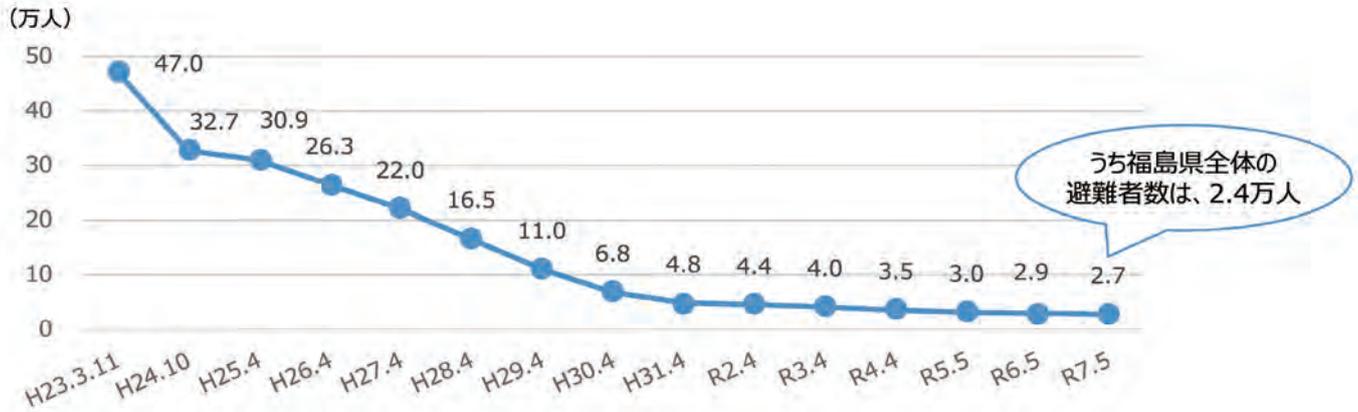
- 三陸鉄道リアス線は、平成31年3月23日に宮古～釜石駅間が運行再開（JR 東日本から運営移管）したことにより全線運行再開。
- JR 常磐線は、令和2年3月14日に浪江～富岡駅間が運行再開したことにより全線運行再開。これにより、東日本大震災により被災した鉄道は全て復旧。



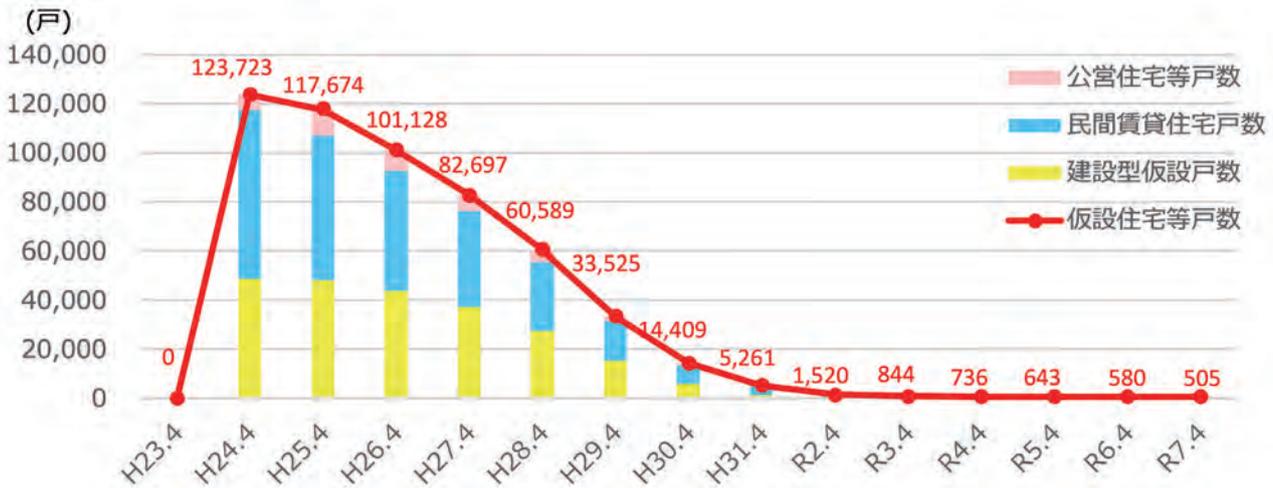
Ⅱ 被災者の支援

避難者数・仮設住宅等に係る推移

避難者数の推移



仮設住宅等への入居戸数の推移



主な取組

被災した子どもに対する支援

- 被災した子どもに対する心のケア・学習支援・経済的支援を行うため、一般事業に加え、
 - ①被災した児童生徒に対する学習支援や心のケアのための「教職員加配」
 - ②被災した児童生徒等の心のケアや教職員・保護者等への助言・援助等を行う「スクールカウンセラー等の配置」
 - ③被災により経済的理由から就学困難となった児童生徒等が安心して学ぶことができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図る「就学支援」
 に関して、被災地を対象とした特別な事業を実施

<「教職員加配」「スクールカウンセラー等の配置」に係る実績>

- ・教職員加配の措置状況（令和7年度）
 - 岩手県：34人、宮城県：28人、仙台市：16人、福島県：374人
- ・スクールカウンセラーの派遣状況（令和6年度）
 - 岩手県：42人、宮城県：95人、仙台市：8人、福島県：161人
- ・スクールソーシャルワーカーの派遣状況（令和6年度）
 - 岩手県：9人、宮城県：44人、仙台市：4人、福島県：33人



被災者支援

心のケア支援

- 被災地に心のケアセンターを設置し、医師、保健師、看護師、精神保健福祉士などの専門家の多職種チームを構成し、被災者の心のケアに関する取組を実施。
- 具体的には、
 - ①被災者へのアウトリーチを含む相談支援、②自治体職員等支援者への支援、③人材育成・研修、④心の健康に関する普及啓発等を実施。



被災者のコミュニティ形成支援、生活支援等

- 災害公営住宅等への移転後のコミュニティ形成を円滑に進めるための活動を支援。
 - 例 ・災害公営住宅の入居者同士の交流会や、地元町内会との関係づくりやイベント開催による交流支援を実施（岩手県盛岡市）
 - ・住民自治組織の設立や課題解決等に関する支援を行う地域づくりアドバイザーによる地域住民への助言・提言を実施（宮城県石巻市）
 - ・避難先地域へ町民交流施設を設置運営することにより、町民同士のきずなの維持・コミュニティの形成を支援（福島県双葉町）
 - ・長期避難者の生活拠点である復興公営住宅におけるコミュニティ交流を支援（福島県郡山市）
- 災害公営住宅等で暮らす被災者の日常生活上の困りごとに対応。
 - 例 ・入居者等（特に車など移動手段を持たない方）の買い物や通院等の移動手段を確保し、日常生活を豊かにすることや、町民交流施設に停留場所等を設けることにより、施設の利用促進やそれに伴うコミュニティ形成構築にもつなげる（福島県飯館村）



- 被災者自らが参画し、活動する機会を創出し、人とのつながりや生きがいを持つことができる活動を支援。
 - 例 ・被災者が花を植える作業を地域住民と協働で行うことで、一体感・充実感を共有し、孤立化の防止や友人づくりにつなげる（宮城県東松島市）
 - ・生きがいや楽しみを創出するためのイベントの開催やサロン活動等を通し、被災者間の交流や健康意欲向上の促進を図る。また、ふるさと検定を開催し、市内外に発信することで、被災者自身が感じるふるさとの魅力を通して、心に活力を生み出す機会を創出する（福島県南相馬市）



県外避難者支援

- 県外に避難された方の帰還・生活再建に向けた相談支援などを実施。
 - 例 ・県外避難者が身近な場所で相談できる「生活再建支援拠点」の設置（全国26か所で全国をカバー）
 - ・福島の復興に向けた動きや避難者支援に関する情報誌を提供
 - ・避難者同士や帰還者との交流会（福島県及び避難先の都道府県で実施）



地域医療に対する支援

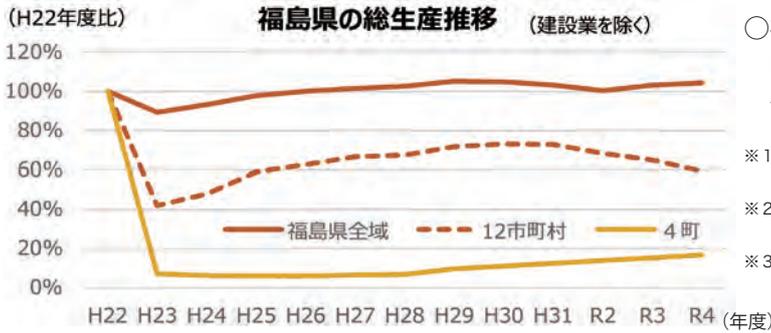
- 避難指示が解除された区域等において再開・新設する医療機関の施設整備、運営を支援。
- 平成30年4月に新設した「ふたば医療センター附属病院」（富岡町）の整備、運営を支援。
- 令和11年度以降の早期開院を目指す「双葉地域における中核的病院」（大熊町）の整備を支援。



Ⅲ 産業・生業（なりわい）の再生

総生産推移

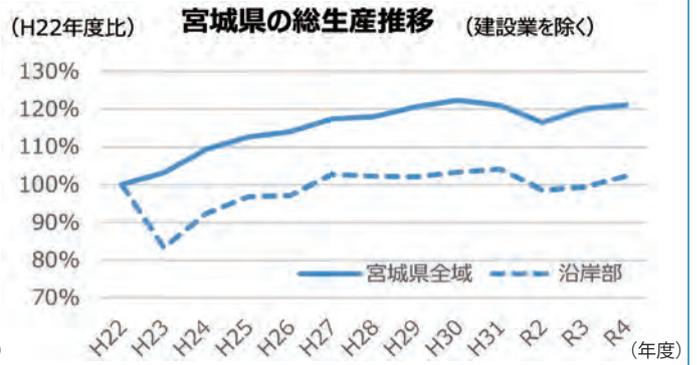
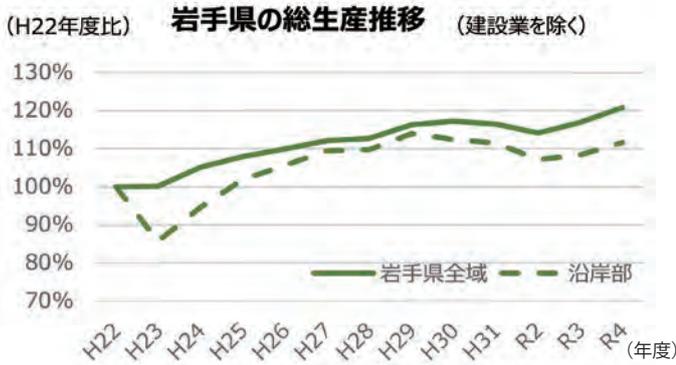
3県の総生産推移



○岩手県、宮城県の前生産は、概ね震災前の水準まで回復した。

○福島県の総生産については、12市町村（特に4町（浪江町、富岡町、大熊町、双葉町））の回復は、依然として低い水準にとどまる。

- ※1 12市町村……川俣町、田村市、南相馬市、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村
- ※2 岩手県沿岸部……洋野町、久慈市、野田村、普代村、田野畑村、岩泉町、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市
- ※3 宮城県沿岸部……気仙沼市、南三陸町、石巻市、女川町、東松島市、松島町、利府町、塩竈市、多賀城市、七ヶ浜町、名取市、岩沼市、亶理町、山元町



出典：各県「市町村民経済計算」を基に復興庁作成

主な取組

企業の再建・立地の促進

自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金

(平成 28 年度～) (総額 1,402 億円)

<対象地域> 福島県 12 市町村の避難指示区域等
<交付決定件数> 173 件

(令和 7 年 9 月末時点)

中小企業等グループ補助金

(平成 25 年度～) (総額 5,342 億円)

<対象地域> 北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県
<交付決定件数> 738 グループ (11,880 件)

(令和 7 年 12 月時点)

津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金

(平成 25 年度～) (総額 2,090 億円)

<対象地域> 福島県全域 (避難指示区域等を除く) 及び津波浸水地域 (青森県、岩手県、宮城県、茨城県)
<交付決定件数> 545 件
※ R5 年度で公募終了

(令和 7 年 12 月末時点)

ふくしま産業復興企業立地支援事業

(平成 23 年度～) (総額 2,102 億円)

<対象地域> 福島県
<交付決定件数> 589 件
※ R2 年度で公募終了

(令和 7 年 12 月末時点)

原子力災害周辺地域産業復興企業立地補助金

(平成 24 年度～) (総額 140 億円)

<対象地域> 宮城県、栃木県、茨城県
<交付決定件数> 75 件
※ H26 年度で公募終了

○新たな企業進出の支援例

(株)ライスレジン (旧(株)バイオマスレジン福島)
令和 4 年 11 月操業開始

・本社：福島県双葉郡浪江町
・事業内容：非食用米を一部原料としたバイオマスプラスチックである「ライスレジン」の製造を行う工場を浪江町北産業団地に新設



浅野撚糸(株)

令和 5 年 4 月操業開始

・本社：岐阜県安八郡安八町
・事業内容：特許技術を用いた撚糸の製造、高機能タオルの販売を行うため、撚糸工場を中野地区復興産業拠点に新設



○共同店舗型商業施設の整備による支援例

<民設民営型商業施設>

まちなか再生計画に位置付けられた、まちづくり会社等が運営する商業施設が整備。



シーバルピア女川
(宮城県女川町)



キャッセン大船渡
(岩手県大船渡市)

<公設民営型商業施設>

福島12市町村の自治体が整備。



いいたて村の道の駅 までい館
(福島県飯舘村)



小高ストア
(福島県南相馬市)

○本設店舗の自立再建支援例



▲新生やまだ商店街 (岩手県山田町)



▲タウンポート大町 (岩手県金石市)

○民間企業等の経営課題解決に向けた支援

- ・被災地域企業に対して、大手企業等との対話の場を提供 (地域復興マッチング「結の場」)
- ・被災地域における販路の拡大等の経営課題を抱える事業者等に対する、グループ支援・個社支援 (新ハンズオン支援事業)



▲地域復興マッチング「結の場」の当日に大手企業とオンラインで対話をしている様子

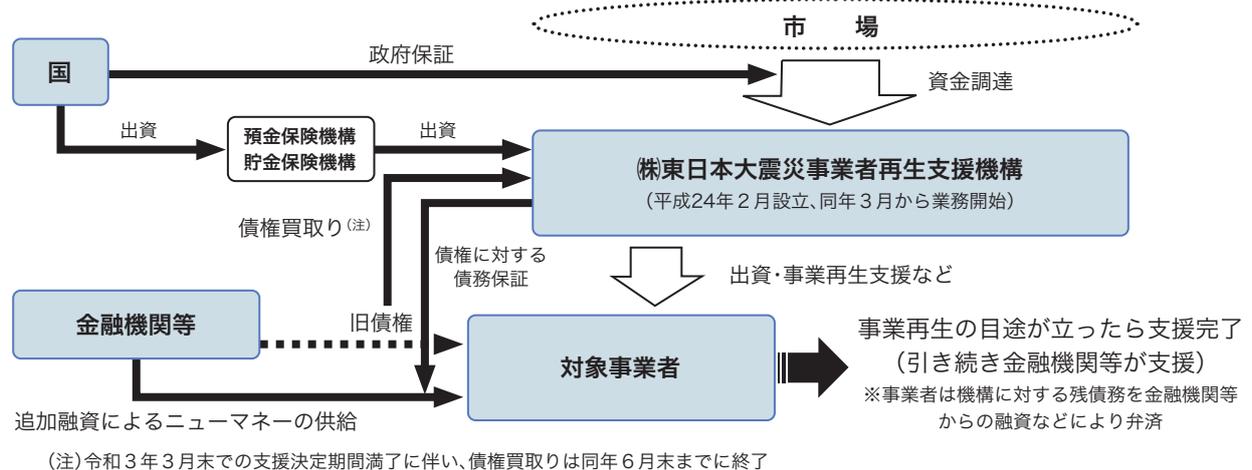


▲「鮑=大船渡」の地域ブランディング支援 (新ハンズオン支援事業 グループ支援の例)

二重ローン対策

○被災事業者の二重ローン問題に関し、震災前債権の買取等を通じて事業再生を支援。

○(株)東日本大震災事業者再生支援機構及び産業復興相談センター・産業復興機構が連携して対応。



<二重ローン対策の支援実績>

(令和7年9月末時点)

○(株)東日本大震災事業者再生支援機構

支援決定 (令和3年3月31日まで) : 747件

(うち債権買取 : 712件、債権買取以外の金融支援の合意取付件数 : 35件)

○産業復興相談センター・産業復興機構

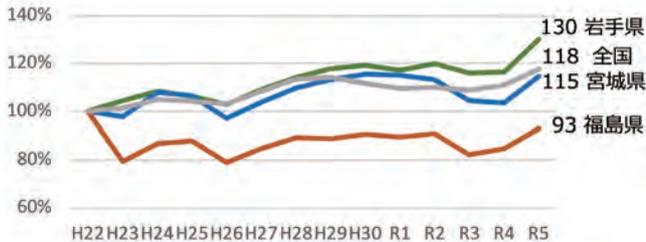
関係金融機関等による金融支援の合意取付件数 : 1,491件

(うち債権買取 (令和3年3月31日まで) : 339件、債権買取以外の金融支援の合意取付件数 : 1,152件)

農業の再生

- 農業関係インフラの復旧は福島県以外は完了。
- 福島県では、インフラ復旧、機械・施設整備など営農再開に向けた一連の取組を支援してきたところ、被災12市町村の営農再開面積の割合は約5割。営農再開の加速化に向け、農地の大区画化・利用集積、6次産業化施設の整備を促進。スマート農業の推進などによる大規模で労働生産性の高い農業経営の展開、広域的な高付加価値産地の形成を推進。

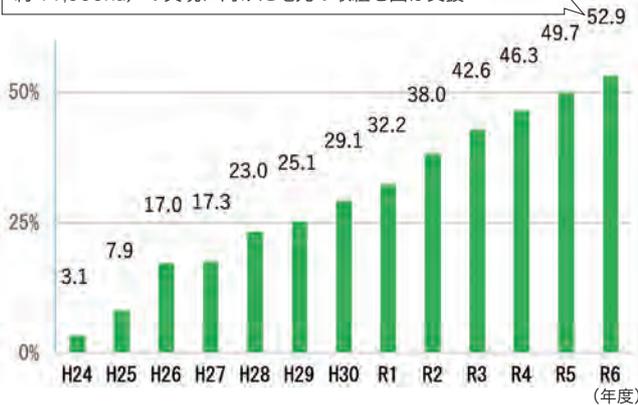
農業産出額（平成22年比）



出典：農林水産省「農業産出額」

原子力災害被災12市町村の営農再開面積の割合

福島県が策定した営農再開面積の目標（R12年度までに75%：約11,000ha）の実現に向けた地元の取組を国は支援



出典：農林水産省「福島県営農再開支援事業 令和6年度事業実績報告書」

農地の大区画化・利用集積の加速化



現状

計画

スマート農業技術の実証

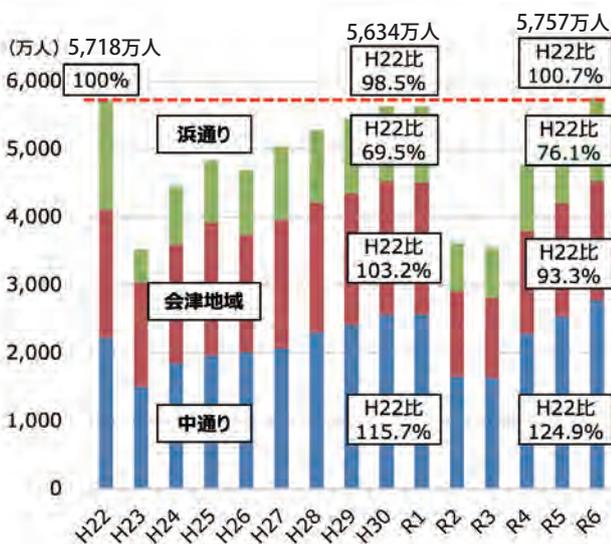


ロボットトラクタによる
有人・無人の2台協調作業

ドローンによる農薬散布

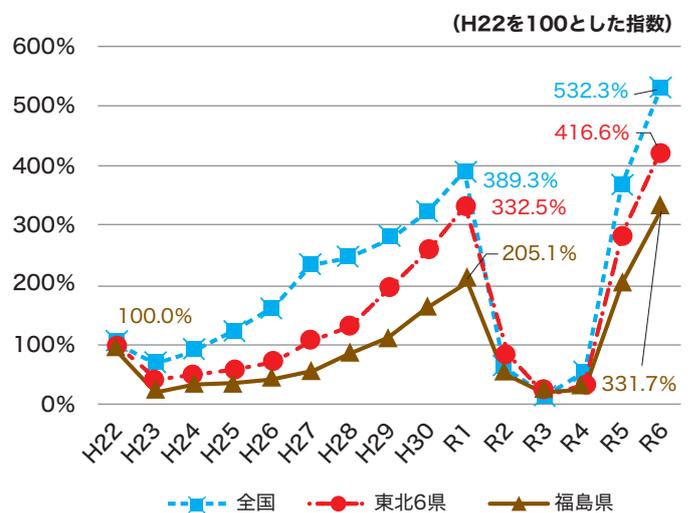
観光の振興

福島県の延べ観光入込客数の推移



出典：福島県「観光客入込状況調査」

外国人延べ宿泊者数の伸び率の推移



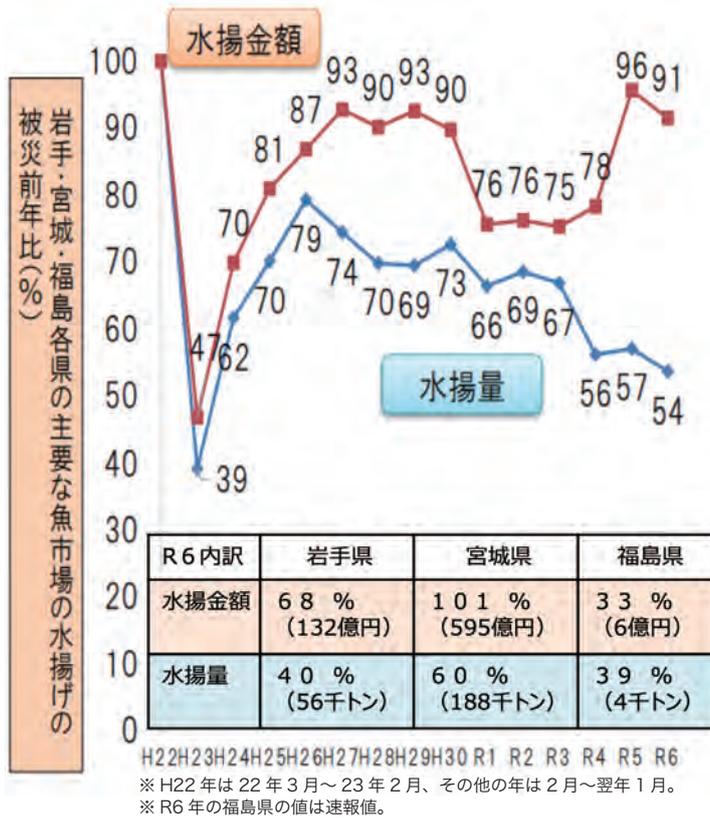
※従業員数10人以上の宿泊施設における外国人延べ宿泊者数

出典：観光庁「宿泊旅行統計調査」

水産業の再生

- 漁港等のインフラの復旧はおおむね完了。他方で、漁業の水揚げは、近年の主要魚種の不漁等の影響もあり、震災前の4～6割程度と低調（水揚量は岩手は4割、宮城は6割、福島は4割）。また、水産加工業の売上げも、いまだ回復途上。
- 水産加工業の販路の回復・開拓に向け、商談会の開催や加工機器の導入、量販店での販売促進等を支援。また、漁業の本格操業への移行に取り組む福島県を中心に、新漁船の導入や養殖業への転換による計画的な水揚げ拡大等を支援。

3県の水揚状況



出典：水産庁「東日本大震災からの水産業復興へ向けた現状と課題（令和7年3月）」を基に復興庁作成

水産加工品等の流通販売支援

- ・商談会開催や加工機器の導入、量販店での販促等により、販路開拓・消費拡大を支援。
- ・専門家派遣やマッチング支援により、事業者の経営課題解決を支援。

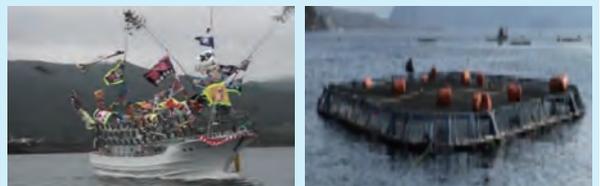


加工機器の導入

量販店での販売促進

漁船漁業や養殖業の復興支援

- ・地域の復興計画に基づき、新漁船の導入や養殖業への転換等によって計画的に生産の回復や収益の向上を図る取組を支援。
(がんばる漁業・養殖業復興支援事業)



高性能漁船

養殖いかだ

福島県における観光関連復興支援事業

- ・福島県が実施する滞在コンテンツの充実・強化、受入環境の整備、プロモーションの強化、観光復興促進のための調査を支援。



▲ホープツーリズム※のコンテンツの磨き上げのためモニターツアーを実施。
(写真：浪江町)

※震災・原発事故の被災地域をフィールドとした福島県が推進する学びの旅のこと。



▲アンバサダー（海外旅行者等とホープツーリズム等をつなげることが可能な専門家）による広報活動を実施。
(写真：いわき市)

観光地の二次交通の整備

(交通サービスインバウンド対応支援事業等)

- ・多言語対応やキャッシュレス決済対応等により訪日外国人旅行者が快適に旅行できる環境の整備を促進。
- ・福島県では、ジャンボタクシーの導入やキャッシュレス化の取組を実施。



▲ジャンボタクシーの導入

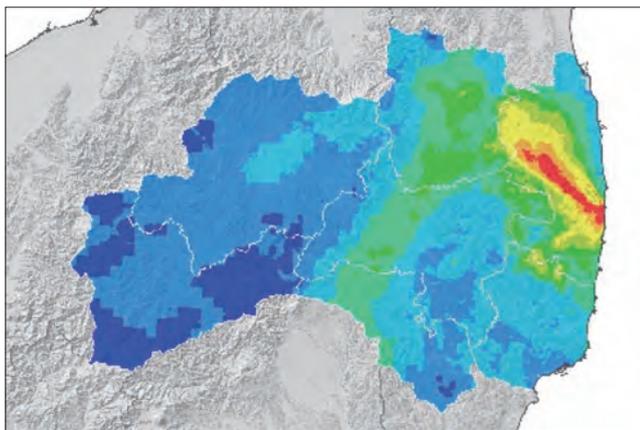


▲キャッシュレス決済対応

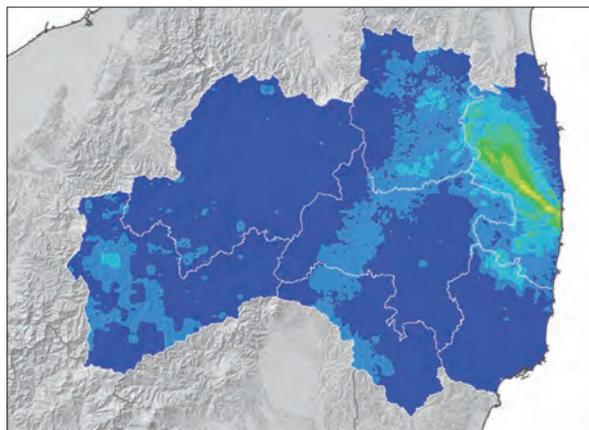
IV 原子力災害からの復興・再生

これまでの実績

空間線量率の低下・除染の進捗



平成23年(2011年)11月時点



令和6年(2024年)12月時点

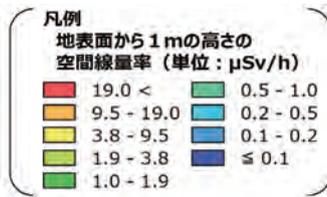
※出典：令和7年度第28回原子力規制委員会(令和7年9月3日開催)資料3「福島県における空間放射線量率の状況」

<空間線量率の低下>

○測定した領域の空間線量率は、引き続き、全体として減少傾向。

<除染の進捗>

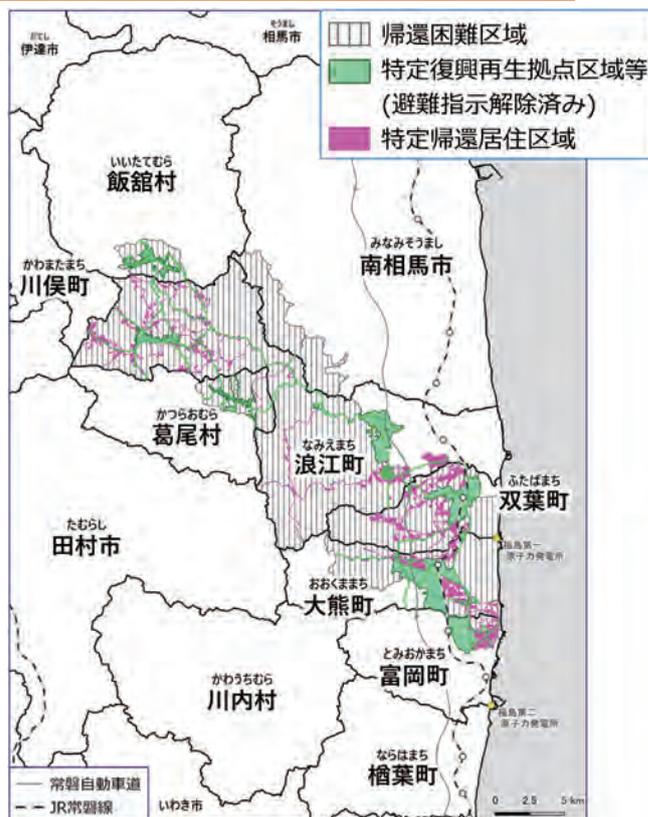
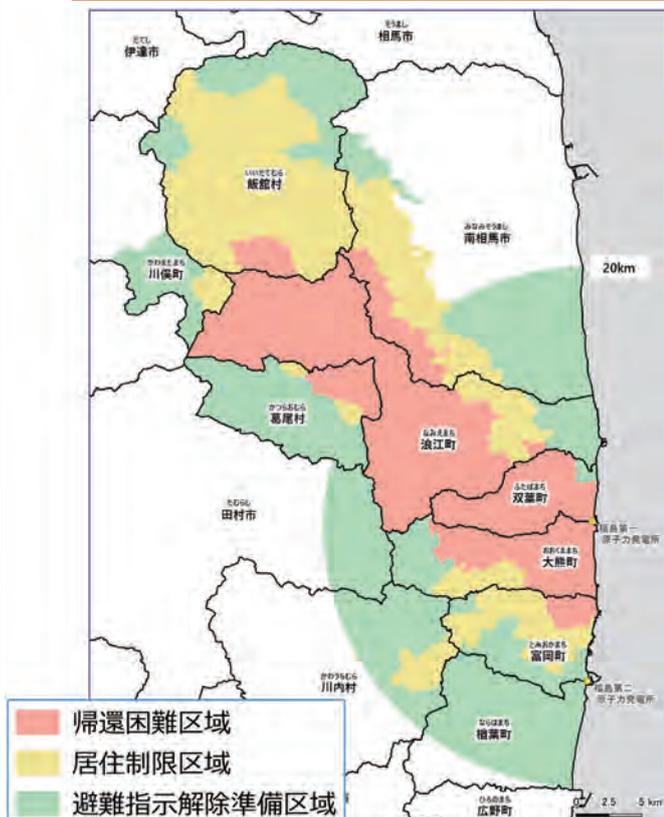
- 平成24年1月から、放射性物質汚染対処特別措置法に基づき、除染を実施。
- 平成30年3月までに、帰還困難区域を除く8県100市町村で面的除染が完了。
- 特定復興再生拠点区域では除染の進捗は9割を超えており、概ね実施済み(令和7年12月末時点)。



避難指示区域の見直しと解除

平成25年8月8日
 (区域見直しの完了時点)

令和7年7月29日以降(現在)



※南相馬市及び葛尾村の特定帰還居住区域については、個人宅の特定につながるため非公表

主な取組

東京電力福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水・処理水対策

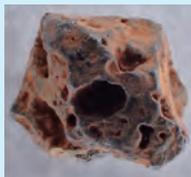
- 廃炉については、「東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」を踏まえ、使用済燃料プールからの燃料取り出し、燃料デブリの試験的取り出し及び大規模取り出しに向けた準備工程の一部具体化など、廃炉に向けた取組が進められている。
- 汚染水対策については、各種の対策を進めた結果、令和6年度の汚染水の発生量は約70m³/日であり、対策前の汚染水発生量(540m³/日)と比較しても約8分の1まで低減している。
- ALPS処理水の処分については、令和5年8月に海洋放出が開始され、令和7年12月1日現在、通算第16回目の海洋放出が完了。これまでの海域モニタリング結果や国際原子力機関(IAEA)による評価から、人や環境に対して与える放射線の影響は無視できることが確認されている。

<各対策の進捗状況>

廃炉・汚染水対策

燃料デブリ取り出し

- ・令和6年11月及び令和7年4月、2号機において、燃料デブリの試験的取り出しに成功。
- ・令和7年7月、3号機における燃料デブリの大規模取り出しに向けた準備工程の一部を公表。



1回目に採取した燃料デブリ 2回目に採取した燃料デブリ
※写真出典：廃炉・汚染水・処理水対策チーム会合/事務局会議資料

使用済燃料プールからの燃料取り出し

- ・3号機、4号機では取り出しを完了。
- ・1号機、2号機では取り出しに向けた準備作業を実施中。



1号機
ダストの飛散防止のために
建屋を覆う大型カバーを設置中

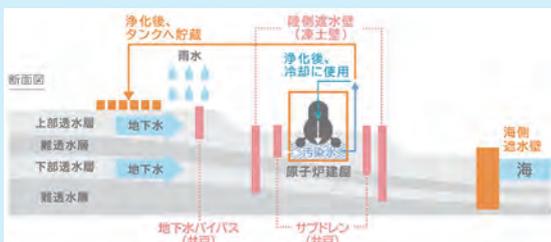


2号機
燃料取り出し設備設置
の準備工事中

※写真出典：東京電力ホームページ

汚染水対策

凍土壁、サブドレン等の取組により、ALPS(多核種除去設備)等による浄化処理を行う必要がある水(汚染水)の発生量は大幅に低減。



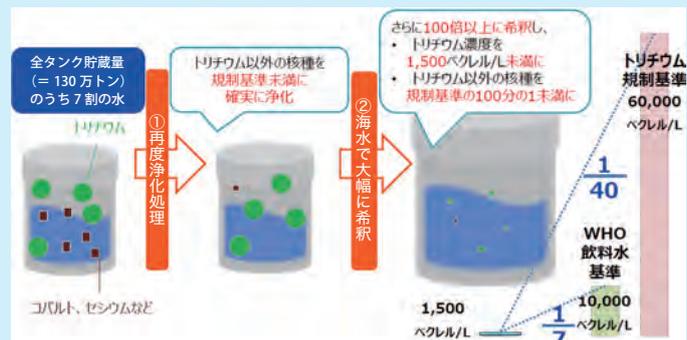
汚染水発生メカニズムと対策イメージ

※イラスト出典：経済産業省「廃炉の大切な話」

処理水対策

ALPS処理水について

- ・ALPS処理水とは、東京電力福島第一原子力発電所の建屋内にある放射性物質を含む水について、トリチウム以外の放射性物質を、安全基準を満たすまで浄化したもの。
- ・トリチウムについても安全基準を十分に満たすよう海水で大幅に薄めてから放出している。(薄めた後のトリチウムの濃度は、国の安全基準の40分の1(WHO飲料水基準の約7分の1)未満)



※イラスト出典：経済産業省ホームページ

海域モニタリングの実施

放出後、関係機関で、海水、水産物等のモニタリングを行っており、これまで人や環境に対して影響がない水準であることを確認している。



※写真提供：原子力規制委員会

環境再生に向けた取組

中間貯蔵施設

- 福島県内の除染により発生した除去土壌や廃棄物、10万Bq/kgを超える焼却灰等について、中間貯蔵開始後30年以内の県外最終処分までの間、安全かつ集中的に管理・保管するための中間貯蔵施設を大熊町・双葉町に整備。
- 県内に仮置きされている除去土壌等（帰還困難区域のものを除く）について、令和3年度末までにおおむね搬入完了するという目標を達成した。引き続き特定帰還居住区域等で発生した除去土壌等の搬入を進める。



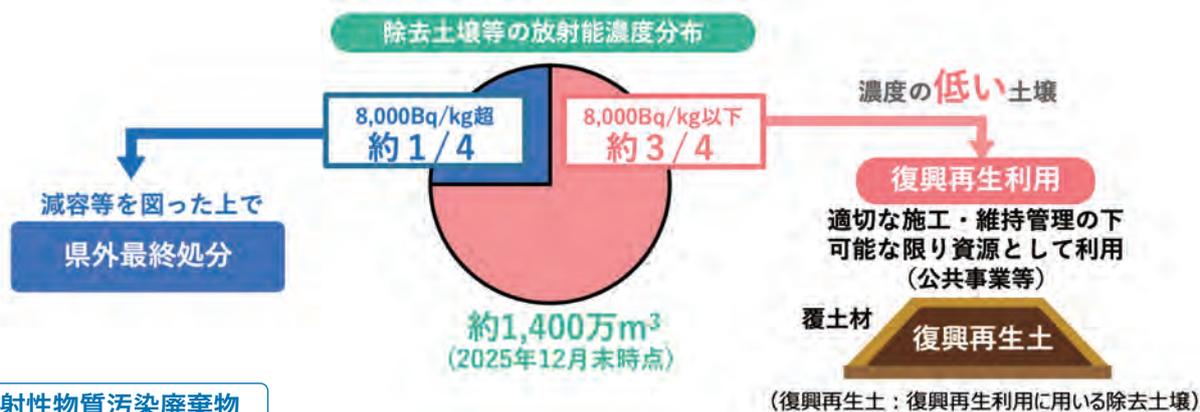
県外最終処分に向けた取組状況

- 福島県内で発生した除去土壌等については、中間貯蔵開始後30年以内（2045年3月まで）に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずることと法律で規定。
- 県外最終処分の実現に向けては、復興再生利用等による最終処分量の低減が鍵。
- これまでの実証事業の成果や国内外の有識者の意見等を踏まえ、令和7年3月に復興再生利用・埋立処分の基準等を策定。県外最終処分に向けた2025年度以降の進め方を公表。
- 令和6年12月に閣僚会議^{※1}を設置。同会議にて、令和7年5月に基本方針^{※2}、令和7年8月に、当面5年程度のロードマップ^{※3}を決定。

※1 福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等推進会議

※2 福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等の推進に関する基本方針

※3 福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた復興再生利用等の推進に関するロードマップ（次ページ参照）



放射性物質汚染廃棄物

- 福島県内の特定廃棄物については、特定廃棄物埋立処分施設（旧フクシマエコテッククリーンセンター）を活用した埋立処分を令和5年10月末で完了しており、クリーンセンターふたばでの特定廃棄物の埋立処分を令和5年6月より実施している。



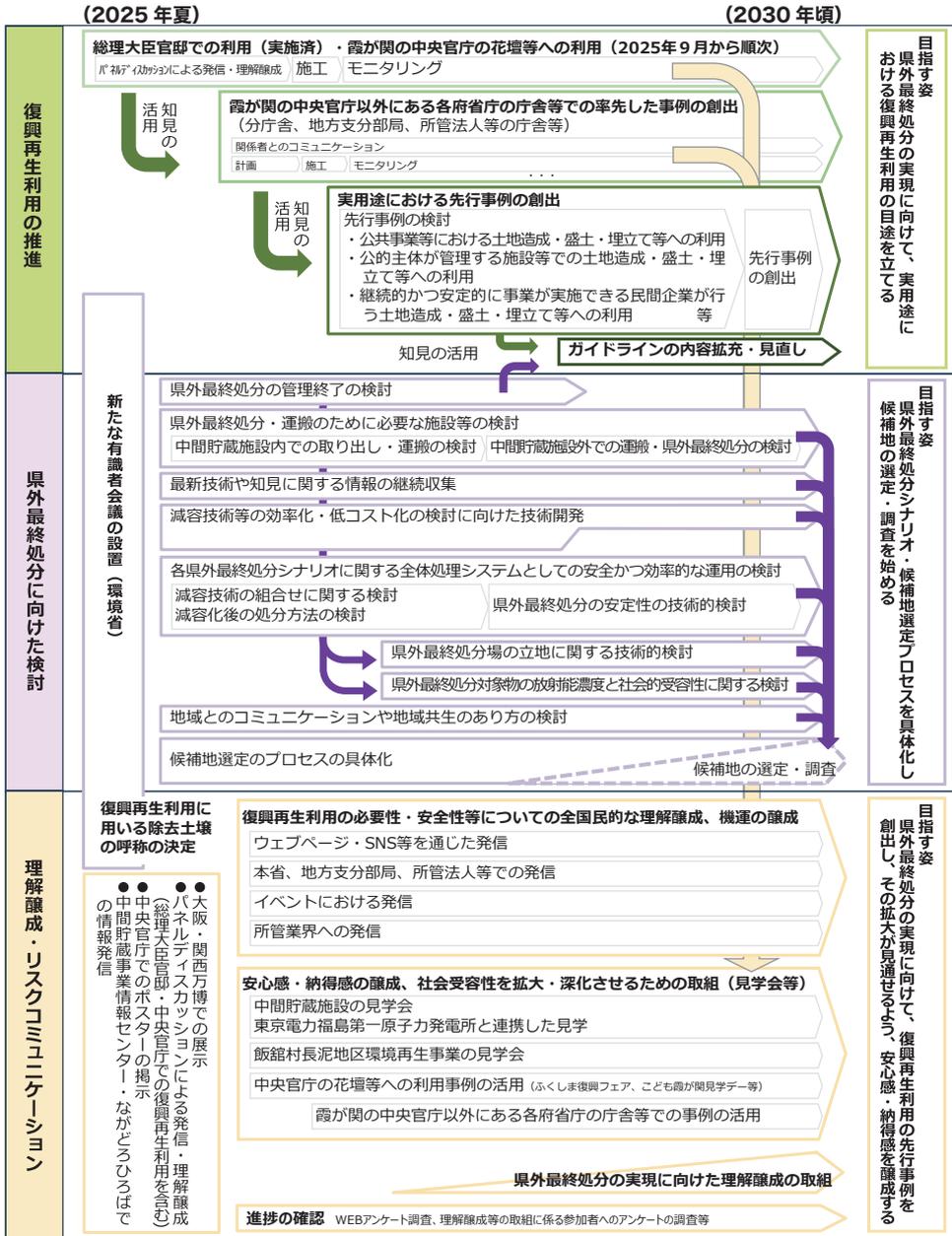
特定廃棄物埋立処分施設（令和7年7月時点）



クリーンセンターふたば（令和7年9月時点）

福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた復興再生利用等の推進に関するロードマップ (当面5年程度)

令和7年8月26日 福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等推進会議決定



※復興再生利用の推進、県外最終処分に向けた検討、理解醸成・リスクコミュニケーションの進捗状況については、IAEAのフォローアップを受けるとともに、国内外に対して透明性高く情報発信を行う
 ※中間貯蔵施設の跡地利用等についても検討していく

復興再生利用の実施



▲総理大臣官邸



▲中央合同庁舎第4号館(駐車場前花壇)

有識者会議の設置

県外最終処分等に向けた技術的検討について、専門的知見を活用するため、令和7年9月に有識者会議を設置。



▲環境再生に関する技術等検討会(第1回)

イベントへの出展



▲大阪・関西万博での展示(令和7年9月)

呼称「復興再生土」の決定

復興再生利用の必要性・安全性に係る理解促進のため、復興再生利用に用いる除去土壌の呼称を「復興再生土」と決定。



令和7年9月26日 環境大臣会見時▶

現地見学会

▼中間貯蔵施設



▼再生利用実証事業



パネルディスカッション

理解醸成活動の一環として、除去土壌等の県外最終処分・復興再生利用についてともに考え、理解を深めるためのパネルディスカッションを実施。開催時の様子▶(令和7年9月 東京都千代田区)



風評対策タスクフォース

- ・復興再生利用の情報発信を盛り込んだ「施策パッケージ(追補版)」を策定。
- ・復興大臣が各省に復興再生利用の必要性・安全性等に係る徹底した情報発信の展開、国民の理解醸成及び復興再生利用の推進を指示。

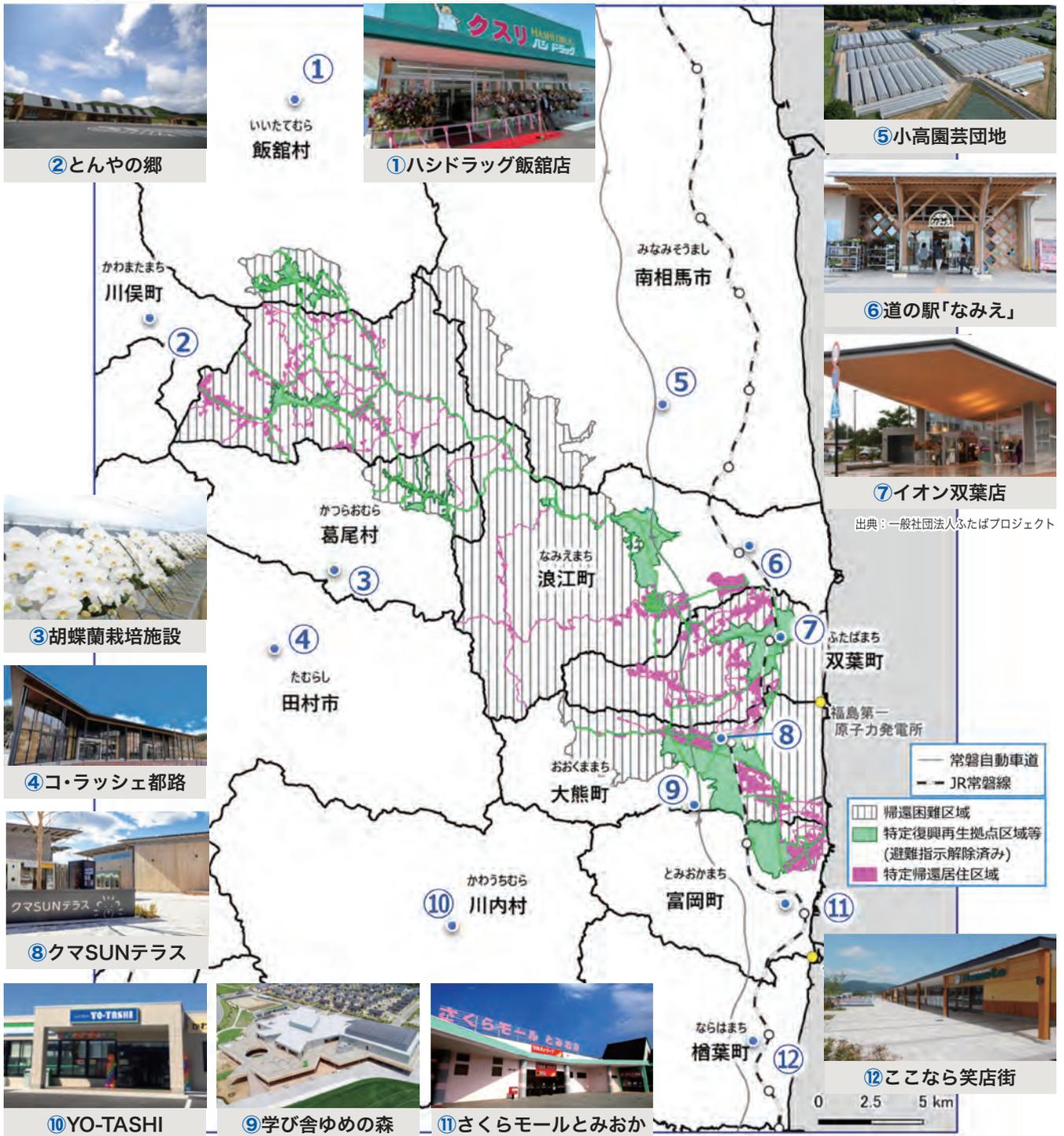
帰還困難区域の復興・再生、避難指示解除区域における生活環境整備

○福島復興再生特別措置法の改正（平成29年5月）により、将来にわたって居住を制限するとされてきた帰還困難区域内に、避難指示を解除し、居住を可能とする「**特定復興再生拠点区域**」を定めることが可能となり、6町村*の「特定復興再生拠点区域復興再生計画」を認定。当該計画に基づき、令和5年11月までに、6町村の特定復興再生拠点区域全てにおいて避難指示が解除。

*6町村：双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯館村及び葛尾村

○特定復興再生拠点区域外についても、福島復興再生特別措置法の改正（令和5年6月）により、避難指示解除による住民の帰還等を目指す「**特定帰還居住区域**」を設定できる制度を創設。

○上記制度に基づき、令和7年7月までに、大熊町、双葉町、浪江町、富岡町、南相馬市及び葛尾村において「特定帰還居住区域復興再生計画」を作成し、国が認定。当該計画に基づき、4町において順次、除染等を開始。引き続き、除染やインフラ整備等の避難指示解除に向けた取組を実施。



※南相馬市及び葛尾村の特定帰還居住区域については、個人宅の特定につながるため非公表

移住・定住の促進

- 避難指示の長期化の影響などもあり、帰還の意向を有する方が限られている中で、帰還促進に加えて、「復興の担い手」となる**移住人材の確保**が必要。
- 全国の中で12市町村が移住先として選ばれるために、移住者等呼び込む戦略が必要。
 - ① 12市町村自ら**移住施策の創意工夫**
 - ② ふくしま12市町村移住支援センターによる**広域的な取組の実施**
 - ③ 12市町村への移住を検討している方々に対する直接の後押しとして、**移住支援金・起業支援金を給付**

12市町村の取組

- 移住相談窓口の開設
- 情報発信
 - ・移住パンフレットの作成・配布や、Web・SNS、都内で開催する移住フェア
- お試し住宅、移住体験ツアー
 - ・移住後の生活をイメージできるよう、日常生活を実際に体験
 - ・移住体験を通じた地域の人々や生活環境に触れる体験ツアーの企画、実施
- 職業体験ツアー・インターンシップ
 - ・地元の企業や農家で仕事を体験
- 受入体制の整備
 - ・新規移住者の地域への受け込み支援、定住・定着に向けた取組への支援
- 家賃低廉化
 - ・移住者が民間の賃貸住宅に入居する場合に、本来の家賃の低廉化（減額分）に係る経費の補助（毎月最大4万円を最長3年）
- 空き家改修費補助
 - ・移住者が居住するために空き家を借りる際の改修費（復旧、劣化対策等）や片付け費用（残置物処分、清掃等）の補助（最大250万円）

▼移住相談窓口



▼移住相談フェア



▼お試し住宅



▼職業体験ツアー（林業）



▼職業体験ツアー（農業）



▼移住情報 Web サイト



▼移住パンフレット



ふくしま12市町村移住支援センターによる戦略的な情報発信と呼び込み

- 12市町村の移住に関する情報をワンストップで提供するポータルサイト「#未来ワークふくしま」を運用
- 先輩移住者へのインタビュー記事及び移住者向け求人情報、空き家物件や家賃相場等の住まい情報を総合的に発信
- 移住セミナーや移住体験ツアーの実施により、移住後のミスマッチを軽減



【Web サイト】 <https://mirai-work.life/>

個人支援金による支援

12市町村に5年以上継続して居住する意思を持って移住して就業・起業する者に対して、移住支援金（最大200万円）・起業支援金（最大400万円）を給付

福島イノベーション・コースト構想の推進

- 平成 26 年 6 月、浜通り地域等に新たな産業基盤の構築を目指す「福島イノベーション・コースト構想」を取りまとめ。平成 29 年 5 月、福島復興再生特別措置法を改正し、構想を法律に位置付け。
- 本構想は、原子力災害により失われた地域の産業・雇用を回復するため、6つの重点分野を中心に、浜通り地域等 15 市町村に新たな産業基盤を構築するもの。

重点 6 分野

廃炉

国内外の英知を結集した技術開発

- ・東京電力福島第一原発の廃炉を加速するための国際的な廃炉研究開発拠点整備（楡葉町、富岡町、大熊町）



楡葉遠隔技術開発センター

ロボット・ドローン

福島ロボットテストフィールドを中核にロボット産業を集積

- ・陸・海・空のフィールドロボットの使用環境を再現した福島ロボットテストフィールド（南相馬市、浪江町）※ R7 年 4 月に F-REI に統合



エネルギー・環境・リサイクル

先端的な再生可能エネルギー・リサイクル技術の確立へ

- ・再生可能エネルギーや水素エネルギーを地域で効率的に活用するスマートコミュニティを構築



(出典)東芝エネルギーシステムズ(株)
福島水素エネルギー研究フィールド (FH2R) (浪江町)

農林水産業

ICTやロボット技術等を活用した農林水産業の再生

- ・ICTを活用した農業モデルの確立「トラクターの無人走行実証」



医療関連

技術開発支援を通じ企業の販路を開拓

- ・医療関連産業の集積を図るとともに、企業等の新規参入を促進



ふくしま医療機器開発支援センター（郡山市）

航空宇宙

次世代航空モビリティの開発や関連企業の競争力強化

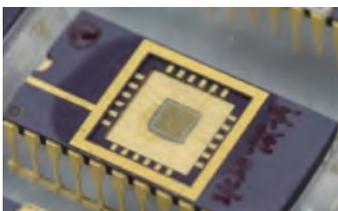
- ・航空宇宙関連産業の技術交流や商談、参入する企業の支援等を実施



ロボット・航空宇宙フェスタ
ふくしま

- 令和元年12月、「福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真」をとりまとめ、構想を具体化。
- 令和 7 年 6 月、第 3 期復興・創生期間に向けた課題認識や地域の実情を踏まえ「青写真」を改定。
 <中長期的に目指していく姿>
 - ・浜通り地域等をあらゆるチャレンジが可能な「実証の聖地」と位置づけ、2030 年頃までに重点分野を軸に、浜通り地域等が一体となって産業集積を進め、自立的・持続的な産業発展を目指す。
 - ・社会課題解決に共感する人々が協働する、賑わいと活力あるイノベティブで暮らしやすい地域へ。
 - ・「世界が瞠目する地域」として、創造的復興を実現。

		取組の柱		
		「あらゆるチャレンジが可能な地域」	「地域の企業が主役」	「構想を支える人材育成」 ※担い手の拡大も包含
新たな視点	地域の稼ぎ	①付加価値創造の好循環モデルの実現	③地域企業への波及と好循環	⑤次世代を担う人材育成
	日々の暮らし	②暮らしを支えるイノベーション	④地域企業による公共コミュニティサービスへの参画	⑥関係人口等を含む担い手の拡大



大熊ダイヤモンドデバイス(株)
(大熊町)



(株)イノフィス（南相馬市）



Zip Infrastructure (株)
(南相馬市)



ツール・ド・ふくしま
(浜通り地域等 15 市町村)

福島国際研究教育機構 (F-REI)

F-REIの概要

【福島国際研究教育機構 (F-REI) Web サイト】 <https://www.f-rei.go.jp/>

- 福島国際研究教育機構 (Fukushima Institute for Research, Education and Innovation 略称：F-REI (エフレイ)) は、福島復興再生特別措置法に基づく特別の法人として、令和5年4月1日に設立。
- 福島をはじめ東北の復興を実現するための夢や希望となるものとともに、我が国の科学技術力・産業競争力の強化を牽引し、経済成長や国民生活の向上に貢献する、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」を目指す。

内閣総理大臣 復興大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
環境大臣

主務大臣として共管
7年間の中期目標・
中期計画

福島国際研究教育機構 (F-REI)

理事長：山崎光悦 (前金沢大学長)

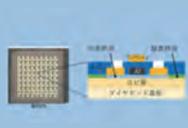
機構が取り組むテーマ ※新産業創出等研究開発基本計画 (R4.8.26策定)

【①ロボット】

過酷環境で活用が見込まれるロボット・ドローン技術や廃炉作業に対応するロボットの高度な遠隔操作技術の開発など



リアルハプティクス (触覚) 技術



耐放射線半導体の開発

【②農林水産業】

人手不足に対応した農機の自動運転技術の開発、ICT等を活用した鳥獣害対策技術の開発、林業の自動化技術の開発など



農機の自動運転



土壌改良に関する研究

【③エネルギー】

大気中のCO₂を海洋で吸収・固定する海藻類の利活用を進めるための大規模かつ安定的な生産が可能な養殖技術の開発、水素の地産地消に向けた技術開発など



海藻類の養殖等
ブルーカーボン研究



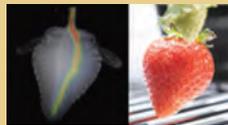
水素エネルギーネットワーク

【④放射線科学・創薬医療、放射線の産業利用】

放射線同位体 (RI) を用いて植物内の栄養素等の動きを可視化し、農作物の生産性向上などに資する放射線イメージング技術の開発、医療用RIをはじめとしたRIの安定的かつ効率的な製造技術の開発など



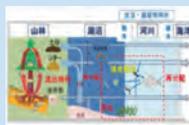
RIを利用したがん治療



RIを利用した植物イメージング

【⑤原子力災害に関するデータや知見の集積・発信】

環境中の放射性物質がどう長期的に移行するか、データ観測等によるメカニズムを解明するとともに林産物や淡水魚等への放射性物質の移行を抑えることにより環境回復を図る手法の開発、「福島の実験」から得たデータや知見の集積及び分析、それを踏まえた発信など



森林・河川・湖沼における放射性物質の動態モデル



原子力災害データ等の集積・発信

研究開発

- ・福島での研究開発に優位性がある上記5分野で、被災地や世界の課題解決に資する国内外に誇れる研究開発を推進

産業化

- ・産学連携体制の構築
- ・実証フィールドの積極的な活用
- ・戦略的な知的財産マネジメント

人材育成

- ・大学院生等
- ・地域の未来を担う若者世代
- ・企業の専門人材等
に対する人材育成

司令塔

- ・既存施設等に横串を刺す協議会
- ・研究の加速や総合調整のため、一部既存施設・既存予算を機構へ統合・集約

研究体制の整備等

- 第1期中期計画 (令和5年度～11年度の7年間) の研究開発等の事業規模としては、1,000億円程度が想定されており、計画期間の最終年度には、50程度の研究グループによる研究体制を目指すこととしている。
- これまでに約50の外部への委託研究とともに、15テーマのエフレイ直営研究グループを立ち上げ、研究を実施。(令和7年10月1日現在)

産学官ネットワーク・セミナー
(産業化の取組)



◀ F-REIトップセミナー
(人材育成の取組)

F-REI本施設の整備

- F-REIの当初の施設整備は国が行うこととしている。
- 令和12年度までの順次供用開始を目指すとともに、可能な限り前倒しに努める。
- 令和7年度より造成工事に本格的に着手しており、令和8年度より本部施設棟の建築に着手予定。

<施設整備のイメージ>



※整備イメージであり今後の設計で変更となる可能性がある

風評払拭・リスクコミュニケーションの推進

○2013年以來、復興大臣の下、関係府省庁からなる「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」を開催し、2017年に「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」を決定。
同タスクフォースにおいて、フォローアップを行っている。

＜風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略の概要＞

	I 知ってもらう	II 食べてもらう	III 来てもらう
対象	①児童生徒及び教育関係者 ②妊産婦並びに乳幼児等の保護者 ③広く国民一般	①小売・流通事業者 ②消費者 ③在京大使館、外国の要人及びプレス ④在留外国人及び海外からの観光客	①教師、PTA関係者、旅行者 ②海外からの観光客、外国プレス及び在留外国人 ③県外からの観光客
内容	①放射線の基本的事項及び健康影響 ②食品及び飲料水の安全性 ③復興が進展している被災地の姿 等	①福島県産品の「魅力」や「美味しさ」 ②食品及び飲料水の安全を守る仕組みと放射性物質の基準 ③生産段階での管理体制 等	①福島県の旅行先としての「魅力」 ②福島県における空間線量率や食品等の安全 ③教育旅行への支援策 等
発信の工夫	● 受信者目線で印象に残るような表現の工夫 ● メディアミックスの活用 等	● 安全性も理解してもらえる工夫 ● 国際比較による福島県を相対化した情報発信 等	● 「ホープツーリズム」に関する発信 ● 草の根からの発信 等

○これに加え、2025年10月、復興に向けた課題の情報発信に関する施策をまとめた「リスクコミュニケーションの分野横断的な考え方と各課題に係る情報発信等施策パッケージ（追補版）」を決定。

情報発信に係る各省の主な取組

復興庁

- ・風評払拭のための国内外への情報発信
- ・福島県及び県内市町村が自らの創意工夫によって行う風評払拭の取組への支援
- ・移住・定住促進のための情報発信への支援



▲ポータルサイト「福島の今」



▲海外向けポータルサイト「Fukushima Updates」



▲出前授業の様子

消費者庁等

- ・食品安全に関する情報発信

※写真出典：消費者庁「食品と放射能Q&A」（第19版）



外務省

- ・大使館等の在外公館施設を活用した海外向け情報発信等

文部科学省

- ・学校における放射線に関する教育の支援等



※写真出典：原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース 文部科学省資料

農林水産省

- ・放射性物質のモニタリングと情報発信
- ・農林水産物の販売促進

量販店の水産物販売コーナー▶



※写真出典：原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース 農林水産省資料

経済産業省

- ・ALPS処理水に関する情報発信
- ・国内外の販路拡大と三陸・常磐ものをはじめとした水産物の魅力発信
- ・事業者と連携した情報発信

こひいぎ！三陸常磐キャンペーン▶



※写真出典：原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース 経済産業省資料

観光庁

- ・旅行業協会の会員企業や教育旅行関係者に対する継続的な情報発信等
- ・福島県が実施するホープツーリズム等の取組の支援

環境省

- ・海域のモニタリングと情報発信
- ・放射線の健康影響に関する風評払拭に向けた情報発信

ぐるプロジェクト参加イベントの様子▶



原子力規制委員会

- ・環境放射線モニタリングとその結果のわかりやすい情報発信

福島県における空間放射線量率の状況（令和7年9月3日）▶



原発事故及びALPS処理水の海洋放出に伴う諸外国・地域の輸入規制への対応

原発事故に伴う諸外国・地域の食品等の輸入規制の概要

(2025年11月21日現在)

- 原発事故に伴い諸外国・地域において措置された輸入規制は、政府一体となった働きかけの結果、緩和・撤廃される動き（規制を措置した55の国・地域のうち、50の国・地域で輸入規制を撤廃、5の国・地域で輸入規制を継続）。

規制措置の内容 / 国・地域数※1		国・地域名
事故後輸入規制を措置	規制措置を撤廃した国・地域 50	カナダ、ミャンマー、セルビア、チリ、メキシコ、ペルー、ギニア、ニュージーランド、コロンビア、マレーシア、エクアドル、ベトナム、イラク、豪州、タイ、ボリビア、インド、クウェート、ネパール、イラン、モリシャス、カタール、ウクライナ、パキスタン、サウジアラビア、アルゼンチン、トルコ、ニューカレドニア、ブラジル、オマーン、バーレーン、コンゴ民主共和国、ブルネイ、フィリピン、モロッコ、エジプト、レバノン、UAE、イスラエル、シンガポール、米国、英国、インドネシア、EU、アイスランド、ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン、仏領ポリネシア、台湾
55	輸入規制を継続して措置 5	ロシア
	一部の都道府県を対象に検査証明書を要求 1	中国※2、香港、マカオ、韓国
一部の都道府県を対象に輸入停止 4		

※1 規制措置の内容に応じて分類。規制措置の対象となる都道府県や品目は国・地域によって異なる。

※2 37道府県の水産物の中国向け輸出については、輸出関連施設の登録手続き等が完了され次第、実施可能。

ALPS 処理水の海洋放出に伴う諸外国・地域の食品等の輸入停止の概要

(2025年11月21日現在)

- ALPS 処理水の海洋放出に伴い諸外国・地域において以下の輸入停止が措置されている。

規制措置の内容 / 国・地域数		国・地域名
海洋放出後輸入停止を措置 3	全都道府県の水産物を輸入停止	ロシア
	10都県の水産物等を輸入停止	香港
	10都県の生鮮食品等を輸入停止	マカオ

ALPS 処理水の海洋放出に伴う諸外国・地域の食品等の輸入停止に対するこれまでの対策

(2025年12月15日現在)

1. 需要対策支援

- 風評影響を受けた水産物の一時的な買取り・保管や販路拡大等を支援。
- これまでの、交付決定の件数は以下の通り。
 - 買取り・保管：81件
 - 漁業者団体等に対して、水産物の一時的な買取り・保管にかかる保管料等を支援。
 - 販路拡大：67件（学校給食型32件、社食型1件、創意工夫型18件、EC型16件）
 - 漁業者団体、民間事業者等に対して、社員食堂や学校給食等へ水産物への提供にかかる食材調達費や加工費、水産物の販促PRやインターネット販売といった販路拡大の取組に係る経費を支援。
 - 出荷調整：21件
 - 養殖業者、漁業者団体等に対して、出荷が困難となった養殖水産物を留め置くために追加で必要になった飼餌料費等を支援。
- 販路開拓支援等に向け、JETRO・JFOODOを通じ国内外約290件の商談イベント等を開催。



▲学校給食
(出典：北海道森町 HP)



▲北海道ホタテのメニュー提案会と料理（タイ）

2. 漁業者の事業継続支援

- 持続可能な漁業継続を実現するため、新たな魚種・漁場開拓等に係る漁具等の必要経費の支援、省燃油活動等を通じた燃油コスト削減に向けた取組に対する支援等を実施。
- これまで700件以上を交付決定。

V 復興の姿と震災の記憶・教訓

主な取組

知見の活用

「東日本大震災 復興政策10年間の振り返り」

- 東日本大震災の教訓を継承するため、第1期復興・創生期間終了に至るまでの復興に係る政府の組織や取組の変遷、復興の進捗状況等について資料を収集・整理し、外部専門家等の意見も聞き、その評価や課題をとりまとめ、「東日本大震災復興政策10年間の振り返り」として公表（令和5年8月）
- 令和6年能登半島地震への知見の提供として、石川県内の被災した地方公共団体に配布



オーラルヒストリー（復興政策経験者の証言録）

- 復興政策に携わった閣僚を始めとする国会議員、省庁幹部、地方公共団体の首長等に対してインタビューを行い、当時の重要な意思決定の過程や復興政策の課題・評価等をオーラルヒストリーとして記録、公開し、広く共有

語り部団体等を紹介するガイドブックの作成

- 被災地の語り部団体等の概要や、教育旅行・研修旅行向けの伝承プログラムの内容などをまとめて紹介するガイドブックを作成

「新しい東北」復興・創生の星顕彰

- 課題先進地である被災地において実施されてきた「新しい東北」の創造に向けた取組を被災地内外に普及展開するため、大臣顕彰を実施
- 令和7年度は10件を顕彰。このうち4件は、震災時の記憶と教訓を継承し、復興に係るノウハウとして地域内外に情報を発信する取組を対象とした、令和7年度から新設の「震災伝承部門」での顕彰



令和7年度顕彰式の様子

「新しい東北」復興ノウハウ講演会

- 被災地内外で東日本大震災の教訓・ノウハウを活用いただくため、東日本大震災の被災地で復旧・復興に尽力した自治体、NPO 団体、企業、被災地で活動する伝承団体・語り部、広報インストラクター等による講演会を開催

語り部団体へのハンズオン支援

- 語り部団体等に対し、自走化に向けたハンズオン支援（専門家や先進団体によるアドバイス等）を実施



日 時：令和6年6月24日（月）13：30～15：00
講演者：女川町長 須田善明氏
テーマ：復興に対する考え方と取り組み～被災地復興の1事例として～



語り部活動の様子



ワークショップの様子

※「東日本大震災の教訓継承」の詳細は、
<https://www.reconstruction.go.jp/311kyoukun/>

東日本大震災 教訓継承



国営追悼・祈念施設

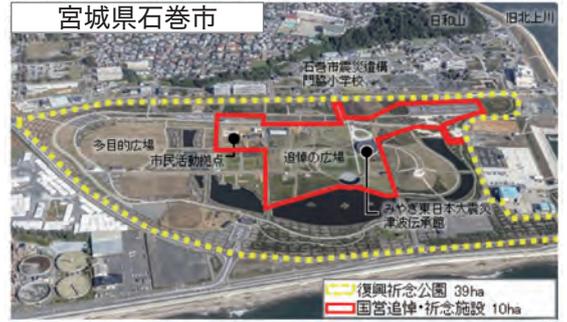
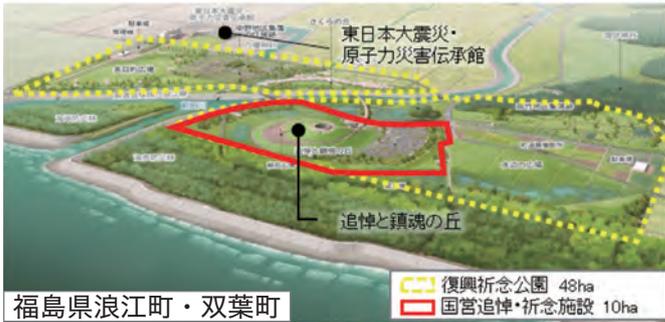
○東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂や、震災の記憶と教訓の後世への伝承とともに、国内外に向けた復興に対する強い意志の発信のため、地方公共団体との連携のもと、岩手県、宮城県及び福島県において地方公共団体が設置する復興祈念公園の中に、国営追悼・祈念施設として中核的施設となる丘や広場等を整備

○整備状況

＜岩手・宮城＞ 令和2年度末に整備完了し、維持管理を開始

＜福島＞ 令和8年4月25日の開園に向け整備

※令和3年1月に一部利用開始



伝承施設

○東日本大震災の記憶と教訓を伝えるため、被災地の伝承施設では、それぞれの地域の被害状況や防災・減災の知識等を発信してきた。

○令和5年3月、こうした被災地の伝承施設を紹介し、東日本大震災の教訓から災害への学びと備えを知っていただくため、復興庁において、「るるぶ特別編集 東日本大震災伝承施設ガイド」を発行。被災3県の自治体、教育機関（小中高大学等）、観光案内所、全国の県教育委員会、都道府県防災部局、公立図書館等へ配布。令和7年3月には改訂版を発行するとともに、英訳版を作成（電子版のみ作成）し、抜粋版を「るるぶ東北」に特別付録として綴じ込み。

るるぶ特別編集 東日本大震災伝承施設ガイド 改訂2版

英語版

抜粋版（特別付録）



＜紹介ページ＞

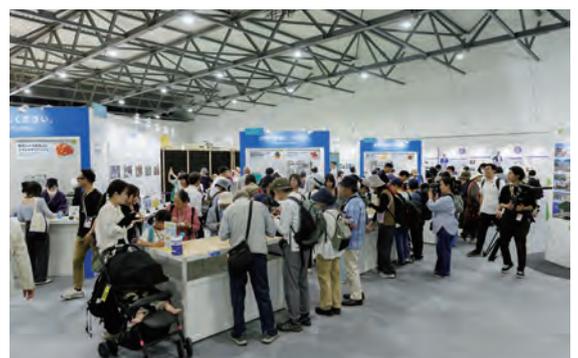
<https://www.reconstruction.go.jp/topics/cat-11/densyo-guide/>

2025年大阪・関西万博における復興庁の取組

○「万博の機会を活かし、復興しつつある姿を世界に発信」するため、「よりよい復興（Build Back Better）」をコンセプトとした「復興のストーリー」を令和7年5月19日（月）から24日（土）までの期間に展示

○万博期間中、被災地住民や来場者等の「3.11 や復興に関する想い」のメッセージで成長するデジタルモニュメント「成長する『奇跡の一本松』」を常設で設置

デジタルモニュメント
「成長する『奇跡の一本松』」▶



▲復興庁展示会場の様子

「第2期復興・創生期間」以降における

- 「第2期復興・創生期間」（令和3～7年度）の最終年度に当たる令和7年度に復興事業全体の在り方に第2期復興・創生期間の次の5年間（令和8～12年度「第3期復興・創生期間」）までの期間における
- 復興に向けた様々な課題について、まずは第3期復興・創生期間で何としても解決していくとの強い決

基本姿勢及び各分

1. 原子力災害被災地域

地域によって復興の段階が様々。それぞれの地域の実情や特殊性を踏まえながら、着実に取組を進める。

○ 事故収束（廃炉・汚染水・処理水対策）

- ・ 廃炉については、安全確保を最優先にしつつ、持続的な人的体制・資金の確保、廃炉を通じたイノベーションの促進、誇りを持てる現場とするための理解醸成・情報発信等を行う
- ・ ALPS 処理水の処分については、輸入規制の即時撤廃、水産業支援に取り組む

○ 環境再生に向けた取組

- ・ 福島県内の除去土壌等の 2045 年 3 月までの県外最終処分に向け国が責任を持って取り組む
- ・ 官邸での利用の検討を始め政府が率先し復興再生利用を推進。最終処分場の候補地選定プロセスの具体化等、福島県外での最終処分に向けた取組を政府一体となり進める
- ・ 福島県外の指定廃棄物の最終処分に向けた取組を加速化

○ 帰還・移住等の促進、生活再建、交流・関係人口の拡大、観光の振興

- ・ 住民の帰還促進、避難指示解除地域の復興に向け、ハード・ソフト両面で生活環境を整備
- ・ 住民が里山の恵みを楽しむことができるよう、森林整備の再開を始め、「区域から個人へ」の考え方の下、安全確保を大前提とした活動の自由化等、住民等の今後の活動の在り方を検討
- ・ 交流・関係人口の拡大に向け、福島第一原子力発電所や中間貯蔵施設等の活用や芸術等の新たな地域コンテンツの発掘等
- ・ ホープツーリズムを始めとした、観光振興策を戦略的に推進

○ 福島国際研究教育機構（F-REI）の取組の推進

- ・ 「ロボット」「農林水産業」「エネルギー」「放射線科学・創薬医療、放射線の産業利用」「原子力災害に関するデータや知見の集積・発信」の各分野の質の高い研究開発の推進、施設整備の可能な限りの前倒し
- ・ 国内外の優秀な研究者が定住するにふさわしい生活環境整備

○ 福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積等、事業者再建

- ・ 構想の具体化、F-REI 等との連携等を通じ、「実証の聖地」として、地域の稼ぎ・日々の暮らし・担い手の拡大を牽引し、2030 年頃までの自立的・持続的な産業発展を実現
- ・ ドローン・ロボット、衛星・宇宙関連の先進的な取組、スタートアップの誘致

○ 農林水産業の再建

- ・ 令和 12 年度末までに約 11,000ha を目標とする地域の取組を支援し営農再開の加速化、省力的かつ稼げる農業生産体系の構築、広域的な産地形成の推進
- ・ 帰還困難区域内の森林整備再開に向け条件整備の上で本格復旧に着手、中高層公共建築物における福島県産材の活用に向けた関係省庁間での情報共有等
- ・ 計画的な水揚げ回復や養殖生産の取組、担い手確保、スマート水産業の推進

○ 風評払拭・リスクコミュニケーションの推進

- ・ 食品規制等を科学的・合理的見地から検証、安全性を担保された自家消費食品の摂取制限見直し

東日本大震災からの復興の基本方針【概要】

(令和7年6月20日閣議決定)

ついでに見直しを行い、
基本姿勢及び各分野における取組、財源、組織等に関する方針を定める
意で、総力を挙げて取り組む

野における主な取組

2. 地震・津波被災地域

- ・ 第2期復興・創生期間において残された事業に全力を挙げ、復興事業がその役割を全うすることを目指すとの方針に基づき取り組み
- ・ 第2期復興・創生期間の終了までの間に培ってきたノウハウの地方公共団体等への継承や地方創生の施策を始めとする政府全体の施策との連携を促進
- ・ **心のケア等**や被災した子どもに対する支援等の**中長期的取組が必要な課題**については、被災地の状況を丁寧に把握し関係省庁等が連携しながら、政府全体の施策を活用するとともに、ソフトランディングのため真に必要な範囲で第2期復興・創生期間の後も復興施策により対応

3. 教訓・記憶の後世への継承

- ・ 東日本大震災・復興記録を収集、取りまとめ、幅広く普及・啓発
- ・ 被災各地の追悼・祈念施設、震災遺構、伝承施設等の中で連携しつつ、東日本大震災の記憶と教訓を後世へ継承

復興を支える仕組み等

○ 財源等

- ・ 次の5年間は復興に向けた課題を解決していく極めて重要な期間であり、**今の5年間以上に力強く復興施策を推進していくための財源を確保する**
- ・ **令和8年度から5年間の事業規模は1.9兆円程度**の見込み
- ・ この中で、**福島県については、次の5年間の全体の事業規模が今の5年間に十分に超えるもの**と見込まれる

○ 自治体支援

- ・ 必要な人材確保対策に係る支援、引き続き実施される復旧・復興事業について震災復興特別交付税による支援を継続

○ 組織

- ・ 原子力災害被災地域の最前線の復興に必要な福島復興局内体制整備
- ・ 地震・津波被災地域に残る中期的課題への支援に必要な復興庁内体制整備

○ その他

- ・ 基本方針は、第3期復興・創生期間の開始から3年後を目途に必要な見直し

※ 「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針（令和7年6月20日閣議決定）の詳細は、
<https://www.reconstruction.go.jp/topics/cat-114/cat-231/20250617160512/>

I. 被災者支援：181 億円

- 被災者支援総合交付金（55 億円）
- 緊急スクールカウンセラー等活用事業（11 億円）
- 被災児童生徒に対する学習支援等のための教職員加配（9 億円）
- 地域医療再生基金（61 億円） 等



▲被災者の心のケア支援研修

II. 住宅再建・復興まちづくり：395 億円

- 家賃低廉化・特別家賃低減事業（211 億円）
- 社会資本整備総合交付金（13 億円）
- 森林整備事業（36 億円）
- 災害復旧事業（133 億円） 等



▲帰還困難区域等における道路整備（イメージ）

III. 産業・生業（なりわい）の再生：700 億円

- 福島県営農再開・高付加価値産地展開支援事業（37 億円）
- 福島県農林水産業復興創生事業（33 億円）
- 漁業・養殖業復興支援事業（201 億円）
- 水産業復興販売加速化支援事業（37 億円）
- 放射性物質対処型森林・林業再生総合対策事業〔後掲〕
- 福島県における観光関連復興支援事業（5 億円）
- 自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金（275 億円） 等



▲企業立地の促進（工場の新増設）

IV. 原子力災害からの復興・再生：2,895 億円

- 特定復興再生拠点整備事業（72 億円）
- 特定帰還居住区域整備事業（488 億円）
- 中間貯蔵関連事業（991 億円）
- 復興情報提供・地域情報発信（風評払拭・リスクコミュニケーション強化）（22 億円）
- 福島再生加速化交付金（591 億円）
- 福島生活環境整備・帰還再生加速事業（52 億円）
- 放射性物質対処型森林・林業再生総合対策事業（38 億円） 等



▲宅地の除染

V. 創造的復興：275 億円

- 福島国際研究教育機構関連事業（186 億円）
- イノベ地域復興実用化開発等促進事業（74 億円）
- 移住等の促進（福島再生加速化交付金の内数） 等

（その他）

- 震災復興特別交付税（456 億円）
- 復興加速化・福島再生予備費（800 億円）
- 国債整理基金特会への繰入等（585 億円） 等

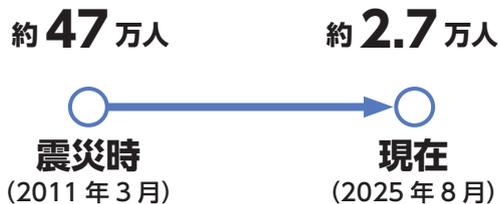


▲創造的復興の中核拠点・F-REIの整備

※整備イメージであり今後の設計で変更となる可能性がある

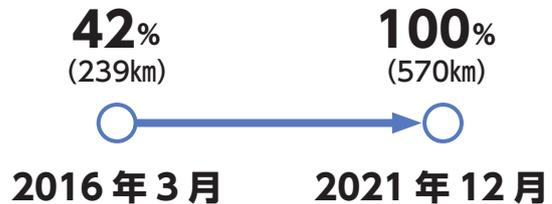
<参考>復興の進捗

避難者数の推移



復興道路・復興支援道路の整備

※計画済延長（事業中区間と供用済区間の合計）570kmのうち供用済延長の割合



災害公営住宅の整備

※災害公営住宅の供給計画戸数（29,654戸）のうち完成戸数の割合
※帰還者向けの災害公営住宅を除く



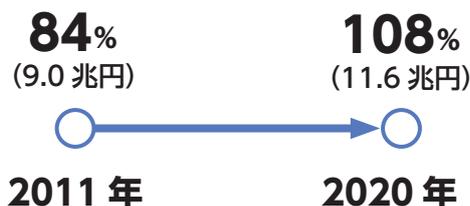
高台移転による宅地造成

※岩手県、宮城県、福島県における民間住宅等用宅地の供給計画戸数（18,226戸）のうち完成戸数の割合



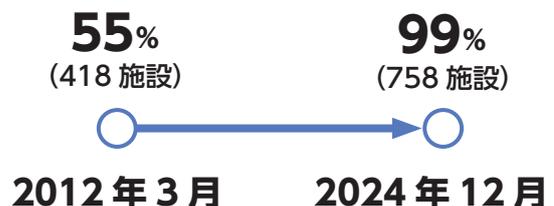
製造品出荷額等の推移

※岩手県、宮城県、福島県における製造品出荷額等の推移
※発災前（2010年）を100%とした場合の割合
※経済産業省「工業統計調査」、総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」を基に復興庁作成



水産加工施設の再開状況

※岩手県、宮城県、福島県で業務再開を希望する水産加工施設（766施設）のうち再開した割合



日本産農林水産物・食品に対する輸入規制実施国・地域数





本パンフレットは、復興の状況と、最近の取組について、データや具体的な事例を中心に紹介したものです。

問合せ先：〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎4号館

代表 (03) 6328-1111 FAX(03) 6328-0291

ホームページ：<https://www.reconstruction.go.jp/>

(参考) 東日本大震災復興基本法第10条の2の規定に基づき、東日本大震災からの復興の状況に関して報告を取りまとめ、国会に提出しております。

URL：<https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-1/20131029113414.html>

